浜松市長 北脇 保之 様

浜松市行財政改革推進審議会 会長 鈴木 修

行財政改革に関する最終答申

(経過)

浜松市行財政改革推進審議会(以下「行革審」という。)は、平成17年8月5日、市議会で可決制定された浜松市行財政改革推進審議会条例に基づき発足し、委員として市長から委嘱された私たちは、1年8か月間にわたり精力的に審議を重ねてきた。そして、市長からの諮問に対して、平成17年12月には「緊急提言」、さらに、平成18年3月には「答申」を提出し、市の行財政改革の推進を促してきた。

この答申を受けて、市は平成18年3月末に新たな行革への取組み計画(浜松市行政経営計画)を策定した。今年度、行革審では市の行政経営計画の具体的な取り組み内容、進捗状況のチェックなど、行財政改革に対する市の考え、姿勢、対応等を確認しながら、審議を行ってきた。

一方で、市の行財政運営全般にかかる改革をはじめ、 職員給与及び定員管理等に関すること、 企業会計及び特別会計に関すること、 外郭団体に関することと市からの諮問は多岐にわたったが、行革審の任期はこの3月末までと限られた時間であったため、残念ながら手付かずに終わってしまった部分が残されていることも事実である。

合併により、面積は6倍(林野面積は68%)、道路延長キロ数は2倍となっ

た中、人口は1.3倍にしか増えておらず、加えて人口構成をみると、65歳以上の老年人口は9万3千人から13万7千人に増えることになった。さらに、政令指定都市への移行に伴う区制の導入により、行政運営が複雑化するなど、新たな行政需要の増大は避けられず、まだまだ思い切った行財政改革を行い、経費の節減を図ることが必要である。

そこで今回、行革審発足以来の1年8か月間の活動を総括し、最終的な意見をまとめ、ここに最終答申の形で申し述べるものである。

(総論)

当行革審は、委員による勉強会とともに、審議会を市民に広く公開し、改革 すべき事項を数多くの傍聴者が見守る中で、延べ17回実施した審議会のうち、 市長が1度しか議論に参加しなかったことは誠に遺憾である。また、行革審の 状況は、多くの報道機関等に取り上げられ、浜松市民が本市の行財政改革に関 心を持つきっかけとなったことはもとより、他の自治体へも多大な影響を及ぼ した。

当行革審が市の行政課題の解決に向け、将来の浜松市及び市民のために「緊急提言」や「答申」で示した数多くの提言や改革の方向性については、全国の先駆けとも言える内容であり、行革審の委員として、今回の取組みは大変意義深く、また自負できるものと考えている。

「緊急提言」及び「答申」を踏まえて策定した市の行財政改革への取組計画については、できる限り数値化した上で着実に実行すること。40%強の「答申どおり実施しない取り組み」や「計画に記載されていない事項」についても、速やかに実施することとし、行政の常識や国、県、他都市との比較(横並びの発想)にとらわれず、市民が納得する行政運営に取り組むべきである。

今後の行政経営計画の実施にあたっては、市全体の経営方針を踏まえ、庁内 (本庁、区役所、地域自治センター)の調整を十分に行いながら、計画目標は、 定期的に内部評価等により進捗度をチェックし、迅速に課題解決を図っていくこと。

また、行革審を本年3月末で終えるのではなく、平成19年度以降も引き続き行政経営計画の進捗をチェックするとともに、行革審が任期中に審議の対象としてこなかった分野、事務事業等についても調査・審議を行うために、ここ数年間は、行革審を継続させることを要望する。さらに、委員構成については、市民の目線で引き続きチェックできるように、徒に学者や評論家に頼ることなく、各界各層から公募による一般市民の参加を含めるなどの配慮が必要である。なお、今後も「都市経営」という視点で市政を運営するために、次の各点に十分留意の上、引き続き行財政改革の推進に努めるよう要望する。

- ・ 情報公開、説明責任を徹底する広報機能の充実と、市民の意見を聴く広聴機能の充実を図ること
- ・ 民間の知恵と経験を活用し、高い透明性、厳しいリスク管理、数値に基づく 合理的な経営判断、全市的な判断基準による迅速な実施を浸透させるととも に、企業会計方式の導入を図り、会計及び事業内容等について監査を徹底す ること
- ・ 無駄を省き、その資源を少子化対策や教育・福祉・医療・介護などの充実に 振り向けること
- ・ 国準拠や他都市との比較という横並びの発想を払拭し、行財政改革において ナンバーワンを目指すこと
- ・ 市民の市政に対する関心の高まりなどにより、市議会議員には市政に対する

チェック機能や提言力の強化が一層求められてくる。このため、市議会の調査能力の向上に向けて議会専用の調査機関を設置すること

・ 平成 1 9年 3 月末(見込み)の評価については、別紙のとおり評価したので、 これを参照されたい。なお、答申に対して一部実施または未実施とした項目 については、指摘事項に評価の理由を記載したので、再度、検討し答申どお りの実施を強く要望する。

平成19年3月31日の委員の任期満了、審議会の解散にあたり、行革審の 総括として、以上のとおり申し述べる。

> 委員 山口祐子